

第6回定例会議事日程（第3号）

第1 一般質問

中里純人君

1. 環境問題について

- (1) 温暖化対策としての原発利用並びに運転期間の見直し案に対する見解について伺う。
- (2) 「いちき串木野市地球温暖化防止活動実行計画」の温暖化対策について、市民や事業所へはどう取り組んだのか。
- (3) 「地域創生エネルギービジョン」について、本年が前期計画の終了年度だが、達成状況について伺う。
- (4) いちき串木野電力の経営状況についての見通しと今後の対応について伺う。
- (5) ゼロカーボンシティ宣言について、宣言によりCO₂排出量削減が進むのではないか。
- (6) 「いちき串木野市市民の手による美しいまちづくり推進条例」について、市民の苦情・要望への対応は。過料など具体的な事例はあったのか。
- (7) 環境美化看板について、啓発のため希望者に配布してはどうか。
- (8) 野良猫への餌付けについて、本市の条例では飼養での規定があるが、給餌についてはどうか伺う。
- (9) 地域猫活動について、人と猫の共生できる社会づくりのため、サポートできないか伺う。
- (10) 高齢者が死亡・入院などにより、行き場のないペットが増加すると思われるが対応について、検討されているのか伺う。

高木章次君

1. 川内原発の20年延長問題について

九州電力は、川内原発の20年延長運転の申請を令和4年10月12日に行った。

- (1) 原子力規制委員会が認可する可能性は高いと思われるが、今後、本市住民の意思を確認する考えはあるか。
- (2) 市として、延長運転について検討する場をつくる考えはあるか。

2. 安定ヨウ素剤について

安定ヨウ素剤の配布率だが、やはり今年度の申請者数も極めて少ない。他県の例を参考にして、本市も郵送による事前配布実施へ向けて、具体的検討をすべきではないか。

3. 学校給食での有機食材の利用について

学校給食での有機食材の利用については、今年度は1月に5日間のみ試験的に利用する予定と認識しているが、令和5年度はさらに積極的な利用を目指し予算を組むべきと思うが、考えを伺う。

4. 洋上風力発電に関する取組について

洋上風力発電について、今後の取組方針や計画について伺う。また、いちき串木野市洋上風力発電調査研究協議会の取組報告や洋上風力に関する広報が不十分と思うが、今後の計画を伺う。

江口祥子君

1. 市営住宅の入居要件について

- (1) 令和4年3月に市営住宅条例の一部改正が行われ、住宅に困窮する低所得者への対応として、入居の際の連帯保証人の確保の取扱いについての見直しがあったが、4月以降、改正どおりの対応がなされているか。
- (2) 連帯保証人の取扱いが見直されたことについて、周知や広報は適切に行われているか。

2. 高齢者の補聴器購入費助成について

高齢化に伴い、耳が聞こえにくくなり仕事や社会生活に困っている高齢者が増えてい

る。加齢性難聴は日常生活を不便にし、うつや認知症の原因にもなると指摘されている。

(1) 高齢者が社会で活躍し働いていくためには、補聴器は必要品になる。市では障害者手帳を持っている方には補聴器の購入助成があるようだが、現状を伺う。

(2) WHO（世界保健機関）では、41デシベル以上の方に対し補聴器を推奨している。障がい者だけでなく、高齢者の方へも補聴器購入費助成を検討してはどうか。

福田清宏君

1. マイナンバーカードについて

(1) プレミアム付商品券の追加購入の特典について、伺う。

①令和3年度と4年度のマイナンバーカード取得者に対する特典による取得普及の効果について

(2) 地方交付税とマイナンバーカード普及率について、伺う。

①国は、マイナンバーカードの普及状況を「地方交付税やデジタル田園都市国家構想交付金の配分額」に反映させ差をつける方針を表明しているが、これが本市に及ぼす影響について

②「カードの新規取得」や「マイナ保険証の登録」、「公的給付金の受取口座の登録」等の近年の件数と普及率の推移について

③プレミアム付商品券の発行などマイナンバーカード取得普及のための今後の取組の方針について

(3) 自治体マイナポイント事業の全国展開について伺う。

①国の令和5年度予算の概算要求に「マイナンバーカードの取得率向上のため、新規取得者にキャッシュレス決済で使えるポイントを自治体が独自に付与する」事業があるようだが、その内容と対応について

2. 洋上風力について

令和4年度の施政方針に「再生可能エネルギーの導入促進として、洋上風力発電構想の実現と産業拠点化に向けて検討する」とあるが、次のことについて伺う。

(1) 「洋上風力発電構想の実現」に向けての検討の状況について

(2) 「産業拠点化」に向けての検討の状況について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第3号（12月9日）（金曜）

出席議員 16名

1番	西田憲智君	9番	大六野一美君
2番	田畑和彦君	10番	東育代君
3番	高木章次君	11番	中里純人君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	中村敏彦君	16番	濱田尚君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	岩下麻衣君
補	佐	石元謙吾君	主	査	福谷和也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	教育総務課長	瀬川大君
副市	長	出水喜三彦君	市民生活課長	久保さおり君
教	長	相良一洋君	まちづくり防災課長	富永孝志君
育	長	山崎達治君	学校給食センター所長	瀬川大君
総務課	長	北山修君	都市建設課長	吉見和幸君
企画政策課	長	宮口吉次君	福祉課長	久木田聡君
財政課	長	橋口昭彦君	長寿介護課長	松崎知人君
市来支所	長			

令和4年12月9日午前10時00分開議

△開 議

○議長（濱田 尚君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（濱田 尚君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により、順次、質問を許します。

まず、中里純人議員の発言を許します。

〔11番中里純人君登壇〕

○11番（中里純人君） おはようございます。私は先に通告しました環境問題について質問いたします。

国連気候変動枠組条約第27回締約国会議——COP27が先月6日から20日まで開催されました。昨年の会議では、気温上昇を産業革命前から1.5度に抑えることを世界の共通目標として、石炭火力発電を段階的に削減することで合意しました。COP27では、30年来の懸案であった気候変動の被害に苦しむ途上国向けの基金の設立に合意しました。しかしながら、2030年までの温室効果ガス削減につきましては大きな進展は見られなかったということです。実現への道は険しく、温暖化対策を強化しないと2.8度上がるとの分析もあります。

地球温暖化による異常気象の被害が増加しております。この夏、パキスタンでは大洪水により国土の3分の1が浸水し、人口の15%に当たる3,300万人が被災、アフリカ東部では昨年秋から40年間で最悪の干ばつにより1,300万人が厳しい飢えに直面し、ヨーロッパの西部でも熱波に襲われております。

日本におきましても、連続的な線状降水帯の発生で、一極集中豪雨による土砂災害や河川の氾濫、本市も直撃を免れました9月の台風14号は、高潮・高波を伴った過去最大級と言われる台風でしたが、近年はかつてなかった事案が発生しているようです。

気候変動の影響につきましては、気温の上昇に伴う熱中症による死亡者の増加、農作物の収量や品質の低下、家畜の肉質や乳量等の低下、魚類の漁期や

漁場の変化、動植物の分布域の変化やサンゴの白化などの現象が見られます。

日本はCOP27で、石炭火力発電に依存し気候変動への取組が後退している国に与えられる化石賞を3回連続で受賞しました。石炭火力発電の廃止の方針を示さない我が国への批判が上がっております。ロシアによるウクライナ侵攻により資源価格が高騰する中で、電気料金の値上げが家計を圧迫し、電力の需要も逼迫してエネルギー危機が言われております。経済産業省は原子力基本法の目的規定にエネルギーの安定供給や脱炭素の観点を加えるようです。

そのような中、原発の運転期間の見直し案を打ち出しました。エネルギー基本計画では「原発の依存度をできるだけ低減する」とうたっており、運転期間は原則40年、1回限り20年の延長を認め、最長60年と制限したものでした。

火力発電への依存度が高い中で、温暖化対策として、運転中にはCO₂を排出しないと言われる原発利用並びに運転期間の見直し案に対する見解について伺います。

以上でここでの質問を終わります。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） おはようございます。中里純人議員の御質問にお答えをいたします。

温暖化対策としての原発利用と原発の運転延長問題についてであります。

地球温暖化は、お述べになられましたように、世界各地で大規模な災害をもたらす異常気象や生態系への影響、さらには私たちの社会経済活動などに対し様々な悪影響をもたらしております。また、一方で、エネルギー問題としては、我が国はエネルギー資源に乏しいことからそのほとんどを海外に頼っている状況にあり、今回のロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギー高騰の影響を大きく受けることとなっております。

このようなことから、国の第6次エネルギー基本計画においては、福島第一原発事故の反省を踏まえつつ、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、温室効果ガス排出の8割以上を占めるエネルギー分野の取組が重要としております。そして、その実現

のためには再生可能エネルギーを主力電源として最優先かつ最大限の導入に取り組むとともに、原子力については国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に必要な規模を持続的に活用していくとしております。

また、再生可能エネルギーや原子力、火力、水力などの電源は、それぞれ長所、短所があることから、国のエネルギー政策では複数の発電方法を組み合わせた電源構成の最適化、いわゆるエネルギーミックスとともに、安全性を大前提としたエネルギーの安定供給を第1とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時にまた環境への適合を図る、いわゆるS+3Eと呼ばれるものを同時に達成することといたしております。

現段階においては、エネルギーの安定供給、経済効率性及び環境適合のこの三つを同時に持ち合わせるエネルギーがない中で、安全性の確保を大前提とした電源構成の最適化に取り組まざるを得ないと考えておりますが、原発は可能な限り縮減し、洋上風力発電などの再生可能エネルギーを積極的に導入し、あるいは水素など新たなエネルギーのイノベーションに取り組んでいく必要があると考えております。そのことでエネルギー自給率を向上させるとともに、地球温暖化に伴う気候変動が大きな課題となっている今、CO₂の排出量を削減し、脱炭素社会の実現に向かうことが求められていると考えております。

また、原発の運転延長問題につきましては、現行法の枠組みの中では原発の運転期間は原則40年とされておりますが、現在、経済産業省は、原発の安全確保を大前提として、原発利用の観点から運転期間の法整備を進めたいとしてこの40年ルールに代わる新たな規定を設ける方針であること、さらに、原子力規制委員会では、この方針を踏まえ、運転開始30年後から10年ごとに設備の劣化評価を義務づけることで安全性が確保されれば運転延長できるとした見直し案も検討されているやに報道されております。

このように、現在、経済産業省や原子力規制委員会で議論されているところであり、今後、これらの状況の推移についてしっかりと注視してまいりたいと思います。

いずれにしましても、この原子力発電に関しましては安全が大前提であり、それと同時に、安心という観点からも可能な限り縮減し、再生可能エネルギーや新たなエネルギーの開発に取り組む必要があると考えております。

〇11番（中里純人君） 答弁いただきました。

原発は可能な限り削減する必要があると、見直し案については推移について注視するというような答弁でございましたが、川内原発の運転期間につきまして、市長は「法律の制定趣旨から、現時点では原則どおりの40年が望ましい」と答弁されてきました。

原則40年が撤廃されようとしている中で、今後、法の整備が進むものと思われませんが、川内原発運転への今後の判断の基準をどのようにされようとするのか伺います。

〇市長（中屋謙治君） 壇上からも申し上げましたとおり、現行法では40年ということになっております。

しかしながら、経済産業省においては原発の安全確保を大前提として原発利用ということで、この40年に代わる新たな法規定を今検討がされております。経済産業省、それから原子力規制委員会においても同じようなことで、30年後から10年ごとに設備の劣化評価を義務づけるといった見直しがされているようでございますので、それぞれ経済産業省、あるいは規制委員会のこれからの動きというのを注視してまいりたいと思っております。

〇11番（中里純人君） 今後の動きを注視していくとのことですが、規制委員会の山中委員長は、60年を超える運転を事実上容認して、原発を推進する経済産業省に法整備を含めて検討を委ねるというような考えのようです。

福島事故処理も済まない中で、今後、川内原発の運転延長で不安を抱きながら生活していかなければならない子どもや孫のことを考えますと、こころで終止符が打てたらと思っております。ぜひ、市民の皆様の意見も十分お聞きの上、判断材料としていただきたいと思います。

次に、2022年の環境白書では、「地球温暖化の問題は、人間活動により自然界での健全な物質の循環

がゆがむことにより生じる環境問題の典型的事例である」と、「地球温暖化は人的被害によるもの」と初めて明記されました。

県におきましては、国の地球温暖化対策推進法に基づきまして、地球温暖化対策実行計画を策定しております。その中で、市町村の役割が三つ挙げられていて、1、事務事業の中で率先して温暖化対策に取り組むこと、2、地域の自然的・社会的条件に応じた地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進すること、3、事業者、県民及び環境保全活動団体等と連携・協働して地球温暖化対策に取り組むこと、と三つが挙げられております。

1の市の温暖化対策につきましては、いちき串木野市地球温暖化防止活動実行計画の中で、温室効果ガス排出量の2030年の目標値を2013年度と比較してマイナス30.6%と設定しておりましたが、昨年の3月に建物系個別施設計画を反映させ、生福保育所の譲渡とか串木野体育センターの廃止など多くの施設の削減により、目標値をマイナス42%と、国のマイナス39.8%を上回る数値へ見直しております。このことはホームページには上げてありますが、広報紙等で市民や事業所等に周知することで、温暖化防止に説得力を持つことができるのではと思います。

そこで伺います。本市の温暖化対策事業での削減の取組を市民や事業所等へどのような方法で明らかにし、併せて市民や事業所等に具体的にどのような協力要請をしてきたのか伺います。

○市民生活課長（久保さおり君） 県の地球温暖化対策実行計画において、議員仰せのとおり、市町村の役割として、地域の条件に応じた計画的な地球温暖化対策の推進、事業者や活動団体等と連携した取組、自らの事務事業の率先した対策の実施が掲げられております。

本市においては、事務事業編の実行計画に基づきクールビズ、ウォームビズの推進のほか、不要箇所や昼休みの消灯の徹底、毎週1回のノーマイカーデーの実施など、日々の節電や燃料使用量の削減等に努めております。

年度ごとのCO₂の削減量につきましてはホームページに掲載してありますが、取組内容につきまし

ては市民への周知は行っておりません。今後は、市の取組内容も併せてホームページや広報紙へ掲載し、温暖化対策について市民や事業所の皆様とともに取組を進めていけるよう努めてまいります。

また、市民や事業所の皆様への取組への呼びかけについては、広報紙への掲載のほか、市衛生自治団体連合会と連携・協働したマイバック運動や啓発広報活動に取り組んでおります。今後はホームページや広報紙、防災行政無線、SNS等で小まめに情報発信を行い、より一層、市と市民、事業所が一体となった温暖化対策の取組に努めてまいります。

○11番（中里純人君） 今後、小まめな情報発信を行っていくとのことですが、ぜひお願いしたいものであります。

次に、地域創生エネルギービジョンについてですが、2013年を基準年として、2027年度が最終年度となっております。今年は前期計画の終了年度です。

ビジョンによりますと、前期の計画が達成したとき、1、再生可能エネルギーの地産地消で24億2,200万円の金額が地域に還元され、地域の活性化に大きく寄与する、2、本市のエネルギー消費量に占める再生可能エネルギーは21.8%となる、3、二酸化炭素の排出量の削減率が36.8%となる、4、環境維新のまちづくりでの実現で前期の目標が達成できると、100%再生エネルギーによる日本一環境負荷の小さい工業団地が実現する、ということですが、前期計画の達成状況について具体的に伺います。

○企画政策課長（北山 修君） 地域創生エネルギービジョンの前期目標の達成状況ということでございます。

平成29年度に策定いたしました地域創生エネルギービジョンでは、今年度を終期といたします前期目標といたしまして、再生可能エネルギーの導入量を7万4,895キロワット、それと、エネルギー消費量に占めます再生可能エネルギーの比率を21.8%とする目標を掲げております。

昨年度末の実績で申し上げますと、再生可能エネルギーの導入量が4万7,231キロワット、比率といたしましては14.3%となりまして、達成率が約63%となっております。

このことにつきましては、当初、再生可能エネルギーの導入量に見込んでおりました陸上風力発電であつたり木質バイオマス発電の事業計画の進捗が遅れているということが主な要因となっているものと考えております。

それから、再生可能エネルギーの導入に伴う効果といたしまして、先ほど議員のほうからありました、再生可能エネルギーの導入による地域産業の振興、雇用創出、エネルギーの消費量に占める再生可能エネルギー利用率の向上、地球温暖化対策への貢献、それと四つ目、環境維新のまちづくりの実現、この4項目を設定しております。

この4項目のうち、四つ目の環境維新のまちづくりの実現につきましては、今年、西薩中核工業団地に新設されましたプリマハム株式会社鹿児島工場の屋根に太陽光発電設備を設置して、発電した電力を工場内で消費するという、いわゆるオンサイトPPAを実施することとなっております、先ほどあつた100%再生可能エネルギーによる日本一環境負荷の小さい工業団地の実現をする一つの取組になっていると考えております。

今後も引き続き、再生可能エネルギーの導入目標の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

〇11番（中里純人君） バイオマス、風力の影響で63%の達成率というようなことですが、再生可能エネルギーの導入で太陽光発電、これで民生部門の増加を図るという計画ですけど、本市では太陽光発電の補助が廃止となっておりますが、このことによって影響があるのかどうか。

また、風力発電では、昨日述べられました洋上風力発電の計画の影響が大きいものと考えられますが、政府は再生可能エネルギー主力電源化への切り札として、この洋上風力発電を2040年までに3,000から4,500万キロワット、原発の30から45基分に拡大するという方針のようでございます。昨日は経済対策等について洋上風力発電を述べられましたが、温暖化対策に対する洋上風力発電についての見解も伺います。

〇企画政策課長（北山 修君） 最初の、太陽光発

電の廃止が影響があるんじゃないかということでございます。

家庭用の太陽光発電につきましては、当初、発電設備が高かったものですから家庭用の太陽光発電を普及促進するために補助をしたもので、これにつきましては大分設備も安価になってきたということで廃止したものです。これがエネルギービジョンの導入量に影響があつたかという、そこはちょっと何とも言えないんですけど、大きな影響はなかったのではないかなと考えております。

それと、洋上風力の関連でございますが、これにつきましては、再生可能エネルギーのビジョンのほうでは平成29年度策定して、洋上風力発電に関しましては、先ほどあつたように、洋上風力発電が導入されますと、本市の再生可能エネルギー導入量に大きく反映されるものではないかと考えているところでございます。

〇11番（中里純人君） 次に、本市が51%を出資し、中屋市長が代表者となっておりますいちき串木野電力について伺います。

民間の調査会社が12月8日に発表しました動向調査によりますと、2021年4月までに登録のあつた新電力会社706社のうち、11月28日時点で21%に当たる146社が倒産や廃業、電力事業の契約停止、撤退したということでございます。3月末の時点では31社だったのが4.7倍に急増しました。最も多かつたのが新規申込み停止を含む契約停止が91社で、3月末の14社から6.5倍に急増、電力事業からの撤退は33社で、3社から11倍の増加、倒産・廃業は22社ようです。先日の報道によりますと、大崎町では、契約していた新電力会社が事業撤退して供給を停止したことから契約不履行による損害賠償を求め提訴するという事です。

全国で経営破綻する事業者が続出する中で、市民の皆様から不安な声があることから、私たち議員には6月の議員全員協議会で経営状況の説明がありました。説明によりますと、昨年度の決算では黒字であつた、九州電力と契約している常時補給電力の量を増やせないことから高压電力の受付を停止しているが、低压電力については引き続き受け入れ、拡大

する考えであるとのこと。

今年度の上期が終了したことから改めて伺います。

販売代理店の電話による格安電力の勧誘など競争も激化している中で、現時点ではどのような状況か、電力大手10社のうち6社が家庭向け電気料金の値上げを検討しているというような報道があるが、いちき串木野電力株式会社の経営状況に対してどのような見通しを持っているのか、また、51%出資している本市としては、今後、いちき串木野電力の経営に責任がある立場としてどのように対応していく考えか、基本的な考え方を明らかにされたいのであります。

○企画政策課長（北山 修君） いちき串木野電力の経営状況についてでございます。

議員仰せのとおり、昨年12月以降、燃料価格高騰や需給逼迫によりまして電力市場の電力原価高騰リスクが続いておりまして、全国的に小売電気事業者が事業撤退するといった報道がございました。

いちき串木野電力では、昨年の電力卸市場の価格高騰の中におきましても、九州電力からの常時補給電力の枠を増やすなどといった対応によりまして価格高騰時の市場からの調達リスクを極力回避できたということで、昨年度、通年では黒字を確保したところでございます。

なお、いちき串木野電力と契約している需要家の皆様に対しては、価格高騰への対応についてお知らせはしたとのことでございます。

それから、今後、大手電力会社での値上げ、これについては今後危惧されるところでございますが、いちき串木野電力といたしましては、需要家へ安定供給できる購入電力の確保に努めるとともに、新たな市民サービスの拡充を図りながら、市民及び市内事業者への認知と理解が深まるよう広報紙等で周知を図っていくということで、引き続き需要家獲得に向けて取り組んでいくということを考えております。

○11番（中里純人君） 黒字経営で安定供給に努めるとのことと安心しました。やはり心配している市民もおられると思いますので、広報紙等でこのような状況を説明して周知したらどうかと思います。

次に、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼ

ロに向けた取組についてです。

本年の10月31日現在では、全国で797の市町村がゼロカーボンシティ宣言を行っております。県内でも11市10町村が行っているようです。

本市は、西薩中核工業団地への太陽光発電の設置とか民間との共同でいちき串木野電力による電力供給の取組で環境維新のまちとして早くから意識の高い取組を行っておりまして、市長は第2次環境基本計画で再生エネルギーの導入促進を掲げ、洋上風力の発電も推進されておりますことから、ゼロカーボンシティいちき串木野宣言をしてCO₂の削減を進めてはどうか。

さらには、2050年を目標にカーボンニュートラルを達成するには実効ある計画を策定しなくてはならないと考えます。昨年の3月の第2次環境基本計画の策定時がタイミングとしてはよかったと思いますが、ゼロカーボンシティ宣言とそれを達成する計画の策定、併せて昨年3月策定の第2次環境基本計画との整合性について、現時点での考え方について明らかにされたいのであります。

○市民生活課長（久保さおり君） 昨年3月に策定をいたしました第2次環境基本計画は、環境基本条例に基づいて、市の環境全体についての大きくくりでの計画を立てたところでございます。

本市において、2050年のCO₂実質排出ゼロを目指すには、市民や事業所も一体となって具体的にどのような取組を進めるべきかを明らかにして、計画的に取り組む必要がございます。まずは、市民や事業所も含めた市全体としての地球温暖化実行計画の策定に向けて取組を進めまして、機を捉えてゼロカーボンシティ宣言を行いたいと考えております。

○11番（中里純人君） どうも順序が逆じゃないかと思います。カーボンシティ宣言を行って、それから実行計画を練っていくというようなことが順序ではないかと思いますが、その点についてはどんなもんですか。

○市民生活課長（久保さおり君） ゼロカーボンシティ宣言の表明をするに当たりまして、計画を立てる順番というのは特に規定はございません。宣言をしてから具体的に計画を立てて取り組んでいく自

治体もあれば、宣言をする前に具体的な取組の計画をつくって、それに向けて宣言をして取り組んでいくというところもございます。

本市としましては、まずは市全体として取り組むべき内容を明らかにした上で、機を捉えて宣言をしたいと考えております。

〇11番（中里純人君） 私は、宣言をして、2050年から逆算してその計画をつくると。今までは目標値を設定して、それに到達するかどうかということで計画をつくってこられましたけれど、2050年から逆算して、基本計画は2030年までですから、その間の計画というのを練っていったらどうかと。まずは宣言が先じゃないかと思うんですが、伺います。

〇市長（中屋謙治君） ゼロカーボンシティということでスローガンを掲げる、そして、それに向かった形で取り組んでいくというのものもあるかと思うんですが、この宣言自体がある程度の裏打ちといいましょうか、市民であったり事業者であったりこういうものについてこういう取組していくと2050年ゼロカーボンに到達できるのではなかろうかというおおよそのめどがない中でもって、単なるスローガンをぶち上げるというのはどうだろうかという思いで、少なくとも宣言をするに当たってはそれ相応の裏打ちできるようなものを欲しいなという思いで先ほど答弁したようなことでございます。

いずれにしても、今後、脱炭素社会というのは求められる大きな課題であると思いますので、今申し上げました、市民であったり事業者であったりどういう取組が必要か、このことを計画づくり、そして宣言ということで進めてまいりたいと思います。

〇11番（中里純人君） 次の質問に移ります。

いちき串木野市市民の手による美しいまちづくり推進条例は、平成19年7月から施行されております。この条例は、ごみ等の散乱、愛玩動物のふんの放置等の防止、土地建物の適切な管理について、環境美化の推進を図るものです。

市民の皆様からは様々な苦情や要望が届いているようですが、どのような内容で何件ほど届いているのか伺います。

〇市民生活課長（久保さおり君） いちき串木野市

市民の手による美しいまちづくり推進条例は、地域の環境美化の推進を図り、清潔で快適な生活環境の向上に資することを目的としております。具体的には、建物や土地の適正管理、ペットの適正飼養、ポイ捨て禁止などであります。

これらに関して、令和3年度に市民から寄せられた相談は、草を払ってほしいなどの空き地の管理133件、空家の管理36件、犬や猫のふん・放し飼いやなど19件、ごみの不法投棄19件などでありました。

〇11番（中里純人君） では、市民の皆様からの声にどのような対応をしているかということ伺います。あわせて、条例では、指導、改善、勧告、改善命令、公表、それにゴミや吸い殻のポイ捨てや犬や猫等のふんの放置に2万円以下の過料を科すると規定しておりますが、条例の制定以降、指導、改善命令など具体的な事例があったのかどうか、伺います。

〇市民生活課長（久保さおり君） 相談を受けた後の対応についてであります。現地の状況等を確認しまして関係者へ依頼文を送付、または、直接訪問して口頭でお願いや指導を行っております。

条例ではゴミやタバコのポイ捨てと犬や猫のふんの放置について過料を科すことができると規定してございますが、これまで過料を科した事例はございません。

〇11番（中里純人君） 過料について伺いましたけれど、指導や改善命令とかそのようなことは行われたのかどうか。

〇市民生活課長（久保さおり君） お願いと指導はいたしておりますが、改善の命令というところまではいたしておりません。

〇11番（中里純人君） 市民の皆様への啓発が大切なことですが、神奈川県茅ヶ崎市では、犬のふんや猫の尿の放置に対して無料で啓発の看板を配布しております。看板には犬のイラストとともに、「犬のふんや尿はきれいに始末しましょう」「きれいな茅ヶ崎条例違反により2万円以下の罰金が科されます」と書いてあり、一目でこのような看板だと分かるようなものです。玄関先にふんを放置され困っている人たちが大いに利用しているようなことをお聞きしました。

本市の看板の効果というのはどのようなものなのか、過料を明記することで意識を高めることにつながると思いますが、参考にしてはどうか、伺います。

○市民生活課長（久保さおり君） 環境美化啓発のための看板につきましては、現在も相談があった場合は市で作成をしている看板とくいを提供しておりますが、現在の看板には条例に基づく過料の記載はございません。

今後、新たに看板を作成する際は過料の記載をし、引き続き、広報紙や防災行政無線等も活用してより実効性のある啓発に努めてまいります。

○11番（中里純人君） 私は、看板は市で取り付けているものと思っておりますが、配布しているとのこと。市民の皆さんが家の周りに手書きでの看板とかよく見受けられます。看板を無料で配布しているとの周知にまた努めていただきたいと思います。

次に、以前取り上げました野良猫への餌づけについてです。

市民の方から指摘がありまして、私も見に行ってきました。照島神社のある照島の先端にあずまやがあるわけですが、その中に発泡スチロール2個と段ボールで猫ハウスが設置してあり、その中には毛布まで敷き詰めてありました。水飲み用の鍋が3個、ペレット状というんですか、キャットフード、それに猫用の缶詰の空とかが周囲に散らばっております。猫も増えておりまして、子猫の姿も見かけられまして、数えたところで20匹ぐらいいるようです。

また、照島入り口にあるなぎさ公園の利用者からは、「遊具の周りに多くの猫のふんがあり、子どもを遊ばせられない」「車でキャットフードを持ってきた猫に与えている人を数人見かける」とのことです。「中には排せつのための砂まで持参する人もいる」とのことです。

餌づけについて、現状をどのように把握しておられるのか、また、ほかの地域でも市民の皆様から同様の情報提供はないものか、伺います。

○市民生活課長（久保さおり君） 野良猫への餌やりにつきましては、市内の複数の地域や場所において同じような相談や情報提供が寄せられております。

現場の確認をその都度行いまして、餌やりをしている方が特定された場合は保健所と合同で直接指導を行っております。

○11番（中里純人君） 餌やりをされている方が特定できたら保健所と指導するということですが、餌やりを注意しようとしてもなかなか逆恨みされてしにくいというようなこともお聞きしております。ぜひ何らかの対策が必要だと思っております。

希少動物のいる奄美などではノネコは駆除の対象となっておりますが、野良猫につきましては動物の愛護及び管理に関する法律により保護されております。本市の市民の手による美しいまちづくり推進条例には、犬猫等の愛玩動物を飼養している、飼っている場合にのみ規定されております。

伊佐市では、平成20年に環境美化条例を制定しておりまして、そして、本年の6月より施行した伊佐市猫の愛護及び管理に関する条例で、飼い主の責務とともに、飼い主のいない猫に給餌、餌やりを行う者は、当該猫の餌やり場の管理、ふん尿の始末等適切な管理を行うこととし、周辺的生活環境に支障が生じるような給餌、餌やりをやってはならないと定めてあります。

本市でも野良猫の餌づけについて条例はできないものか、伺います。

○市民生活課長（久保さおり君） 本市の市民の手による美しいまちづくり推進条例においては、犬や猫など愛玩動物の習性に応じた適正飼養について規定しており、野良猫への餌やりについては規定はしていません。

野良猫への餌やりは、結果的に周辺住民へ迷惑をかけたり、野良猫同士での交配によりさらに野良猫が増えたりすることになります。現在は定期的に防災行政無線で餌やりをしないよう呼びかけを行い、また、状況によっては保健所と共同で指導を行っておりますが、野良猫への餌やりについての条例化についても他市の先行事例等を参考に取組を進めていきたいと考えております。

○11番（中里純人君） なかなかこの対策についてはこれといった解決案はないわけですが、条例をつくることによって抑止力が働けばと思っております。

ます。ぜひ前向きに検討していただきたいと思っています。

先ほど申しました照島の猫につきましては、観光客が近寄ってくる猫をなでたり写真に収めたりと、猫に癒やされる方もあるようでございます。猫と共生できるような取組も必要かと思っております。

鹿児島市では、成人3人以上の地域猫活動推進グループを募集していて、人と猫が共生できる社会づくりを行っております。管理する猫について、1、不妊去勢手術の実施、2、餌場の管理、3、ふん尿の始末を行ってもらって、市のほうでは猫捕獲のためのケージの貸出し、猫の不妊手術に、雄猫に5,000円、雌猫に1万円の助成、それに、町内会などとの調整を行っているようです。

本市でもパンフレットに活動グループの案内がありますが、地域猫グループの状況並びに対策について、どのような状況か伺います。

○市民生活課長（久保さおり君） 地域猫活動とは、地域住民の理解と合意の下、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行った上で、餌のやり方や清掃等に関するルールを定め、一代限りの命を全うするまで地域内で飼養・管理を行う活動であります。

現在、本市にはこの活動を行う団体はございません。過去に取組を試みた地区がございましたけれども、地域住民の合意がなかなか得られない、また、活動費用の負担等から結成には至らなかった経緯がございます。

○11番（中里純人君） 市民の皆様から多頭飼育とかのお話もよくお聞きしているわけですが、本市も日置市と同様に、さくらねこ事業で不妊手術に取り組んでいるようですが、チケットの枚数に限りがありまして、スピード感がないように思います。

一番のネックである手術の費用、これに対して市独自の補助とかを検討してはいかがかと思いますが、伺います。

○市民生活課長（久保さおり君） 現在、不妊去勢手術に対する市独自の助成制度はありませんが、議員がおっしゃいましたように、本市は公益財団法人どうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術事業に登録をしております。これは、多頭飼育崩壊のおそれの

ある飼い猫のみでなく野良猫も対象となっており、自治体やボランティア団体からの申請に基づいて、審査を経た上で、無料の不妊手術チケットが交付されるものです。

現在の制度を活用しながら、今後も地域猫の対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○11番（中里純人君） 次に、高齢者のペットについてですけど、高齢のために散歩など面倒を見るのが大変になってきたことから里親を見つけないかというようなお話もお聞きします。飼い主の死亡、入院、施設への入所などにより行き場のない動物が出てくることから、殺処分ゼロを目指して何らかの対応が望まれます。

このことについては何らかの検討はされているのか、伺います。

○市民生活課長（久保さおり君） 飼い主がひとり暮らしの高齢者等であった場合、入院や入所、死亡等により、ペットのみが残されるケースはあろうかと思われます。

そのようなペットの里親を見つけるボランティア団体の活動等もあるようでございますので、これまで市にはあまり相談は寄せられておりませんが、相談があった場合は里親探しの活動団体等を紹介するなど情報提供に努め、丁寧な支援を行いたいと考えております。

○11番（中里純人君） 60歳以上はペットを飼うなというようなお話もよくお聞きしますが、お年寄りの癒やしとかぼけ防止には非常に役立つものと思っております。

今後、このような問題が多く発生してくると思われますので、ぜひ支援のほうをお願いしたいと思います。

以上で質問を全部終わります。

○議長（濱田 尚君） 次に、高木章次議員の発言を許します。

[3番高木章次君登壇]

○3番（高木章次君） 通告に基づいて質問します。

まず、川内原発の20年延長問題について、最初の質問です。

20年延長と通告はしているんですが、現在の状況

は20年延長ということではなくて、再稼働に向けた審査対応などで停止した期間を除外し60年を超える運転延長を可能にというのが経済産業省の現在の方針です。ですから、川内原発の延長というのは少なくとも23年ほど延長になると。そして、実は経済産業省が本当にやりたいことは、無期限にすると、期限を切らない、経済性がある限りは何年でも延長できるようにしたいと、これが経済産業省、電力会社の方針です。

今、非常に重要な段階にあります。今後の動きを注視するというような場合ではありません。

昨年12月の議会での私の「本市住民の過半数は運転期間の延長について反対していると考えますが、中屋市長はどうお考えでしょうか」という質問に対して、市長は、「20年延長があたかも決まったような形で市民の皆さん方にどうでしょうかと、こういうことが果たしてどのような形の回答、それを考えると、この20年の延長というのはまだ特別点検1号機について始まって、今、1か月余りという段階であるということで御理解をいただきたいと思います」との回答でした。

以後、私は、一般質問の中でこの問題については質問を控えていました。

九電は今年の10月12日、原子力規制委員会へ川内原発の20年延長運転の認可を求める申請をしました。延長申請翌日の南日本新聞に、中屋市長の昨年12月議会同様の「40年が望ましい」という発言が掲載されています。また、「九電は市民の不安に対し分かりやすく丁寧な説明が必要」とも言われています。しかし、九電による説明会開催の計画発表はありません。

本市市議会は、2014年、平成26年9月に、「川内原発1、2号機の再稼働に当たっては、いちき串木野市を地元を含め、地元自治体の意見を十分に尊重し、同意を得られるよう強く求める」との意見書を伊藤知事宛てに提出しています。そして、意見書の最後は、「本市の市民グループによる署名活動や、報道機関が実施した原発再稼働に関する世論調査でも、多くの方が反対の意思表示をされています」という言葉で締めくくられています。

しかし、いちき串木野市の地元同意の権利は無視されました。

本市市議会は2017年9月に、「原発の運転期間は原則40年を守ること、再生可能エネルギーの導入加速化と普及促進を積極的に取り組み、技術開発を進めること」という意見書を可決しています。市民の「40年が望ましい」という人ごとのような言葉ではありません。「40年が望ましい」というのは、「40年が望ましいので延長運転には反対」なのか、「40年が望ましいのだから延長運転はやむを得ず賛成する」のか分からないんです。

市長に、「本市は住民の意思を再確認する必要もなく延長運転に反対です」と表明、申し入れる自信がないのであれば、本市での住民投票や住民アンケートなどを実施して反対を表明する方法もあります。

9月から原子力規制委員会の委員長になった山中伸介氏は、2017年6月13日、委員になるに当たっての報道陣の取材に対して、「世界的に見て少し短いかなと思う。適切な審査の下、60年への延長も考えられる。再稼働に向けて行われている原発審査については安全が基本だが、適切なスピード感が規制には必要かと思う」との発言が報道されています。現在、山中委員長は経済産業省と一体化し原発推進を進めようとしていると感じています。

既に4基の40年超え原発の延長運転が認可されていますが、川内原発2基も認可、しかも拙速な審査で認可されることを危惧しています。

このようなことから、九電に対して説明会の開催を求める考えはあるか、原発から30キロ圏で風下でもあるいちき串木野市も地元同意の範囲に入れることは当然だと思い、それを知事に求めるか、そして最も大切な、本市住民の意思を確認する考えはあるか、市長に伺います。

これで壇上からの質問を終わります。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 高木章次議員の御質問にお答えをいたします。

川内原子力発電所の運転期間延長に関する住民意思の確認についてということでございます。

御案内のとおり、川内原発運転期間延長につきま

しては、九州電力が今年の10月12日、原子力規制委員会に対しまして運転期間延長に関する申請を行ったところであります。また一方で、現在、県の専門委員会及び分科会において専門家による特別点検についての検証が行われているところでもあります。

こうした状況を踏まえますと、現段階においては、原子力規制委員会において専門的・科学的見地から厳正に審査されるべきことはもちろんのこと、県の専門委員会における特別点検の検証状況を注視しているところでございます。

私といたしましては、九州電力に対し、九州電力が実施した特別点検の調査内容や調査結果はもとより、劣化状況の評価結果を踏まえた運転40年以降、20年間に実施すべき長期的な施設の管理方針などについて市民に分かりやすく丁寧な説明をしていただき、それを判断材料として市民の皆様と意見交換を行ってまいりたいと思います。

以前、川内原発の再稼働時には、市内各種団体の皆様と意見交換を踏まえて県に対して意見を申し上げたところでございます。現在、九州電力におきましては、各地区まちづくり協議会長や自治公民館長に対し、直接訪問してチラシを配布し、川内原発の運転延長申請についての説明を始められたと伺っております。

私といたしましては、このような状況も踏まえながら、意見交換の方法としてどのような形が最もいいのか、市民や議会の御意見を参考にしながら、市内の各種団体の皆様との意見交換も実施してまいりたいと考えております。

○3番（高木章次君） まず、いつの段階で市民の考えを確認しようとされるのか、これが分からないんですね。もう一つは、九電に説明会を求めるということでよろしいのでしょうか。

○市長（中屋謙治君） 状況としては、壇上から申し上げたとおりでございます。

現在、国の原子力規制委員会、それから県においても専門委員会でもって検討が行われているという段階でございます。

判断するにはやはりそれ相応の判断材料がそろう必要があると思っております。市民が正しい判断を

行うに必要な判断材料が出そろう必要があろうかと思っておりますので、現時点では国あるいは県の専門委員会の状況を見ていると、こういうことでございます。

○議長（濱田 尚君） 九電からの説明は。

○市長（中屋謙治君） 九電に対しましては、これも壇上で申し上げたところでございます。

現在、九電におきましては、各地区のまちづくり協議会長、それから自治公民館長、こういう方々に対して、今、延長申請についての説明を始められたということでございます。こういったことを受けながら、さらにどういう対応が必要かというのは今後の状況を見てから判断すべきと思っております。

○3番（高木章次君） 判断材料が出そろうと、これは具体的にはどういうことなんでしょうか。規制委員会が結論を出すということまで待つということなんでしょうか。あともう一つは、結局、九州電力に公開の場で説明をさせるということは求めないということなんでしょうか。

結局、まちづくり協議会長と自治公民館長の皆さんのところへ九電が行って一方的に説明すると。個別に訪問して説明すると。一方的に九電側の説明をするだけなんですね。それは違うでしょうと、こういう考え方もあるでしょう、こういう情報もあるでしょう、どうですかと、やはりそういう公開討論会的な場所が必要だと思うんですよね。でなければ住民は納得できないと思います。

それではお願いします。二つ質問です。

○市長（中屋謙治君） これも壇上で申し上げたと思います。

どういった形で意見を伺えばいいのかという方法については、先ほど申し上げた、国であつたり県であつたり、あるいは九電であつたりそれぞれの説明を基に、どういう形が一番好ましいのかというのは今後検討する。現時点でこれがベストだというのは言えないかと思います。

○3番（高木章次君） 壇上で先ほど言いましたように、住民、そして議会も20年延長には反対なんですよ。別に分科会とか専門委員会の報告を待つ必要もないんです。規制委員会の結論を待つ必要ありません。全くないんです。そもそも2014年の段階で

再稼働には反対しているわけです。今さら何でということなんです。ですから、今日の段階で中屋市長が「反対です」と言って構わないんです。住民は期待しているわけです。「望ましい」じゃないんです、住民が期待しているのは。住民の期待に応えてほしいんです。住民の意向を反映するのが市長の役目だと思います。

もう一回私の質問に答えてほしいんですが、原発から30キロ圏で風下でもあるいちき串木野市も地元同意の範囲に入れることは当然だと思い、それを知事に求めるのですか。これについてはまだ答えられていませんので、回答してください。

○市長（中屋謙治君） 地元同意ということで、今、知事にそれを求めるとか求めないとかという御質問でありますけれども、今回、この運転延長の認可においては法制度上、原子力規制委員会の審査のみとなって、自治体の同意は必要項目ではないと理解をいたしております。

こういう制度の中で、今おっしゃいますように、地元を含める含めない、そういった議論がどうなんだろうかと、私はそのように思っております。

○3番（高木章次君） 今のは非常に重要な発言、重大な発言です。

法的には確かに地元同意の権限はありません。しかし、実質的には地元が同意しなければ動かせないんです。それを自ら原発立地自治体の、隣接ですが、放棄するような、否定するような発言は非常に問題です。撤回してください。

○市長（中屋謙治君） 言わずもがなの部分だろうと思ってあえて言いませんでした。

制度上はそうなっております。しかしながら、おっしゃいますように、原発に隣接する本市としては、この運転延長に関する分科会の結果、どのタイミングでどういう結果が出るのか現時点では分かりませんけれども、そういった判断時期を踏まえながら、先ほど申し上げたように、市民の皆さん、あるいは議会の、各種団体の皆さん方、こういう皆さん方の御意見をお伺いしながら、私はタイミングを見て県に意見を申し上げる、こういう考えは持っております。

○3番（高木章次君） それと、本市での住民投票や住民アンケートなどの実施、これもやろうと思えばやれることですが、いかがですか。

○市長（中屋謙治君） 繰り返しになりますけれども、市民の皆さんが正確なといえましょうか、判断をするには、その判断材料というのが必要じゃないんでしょうか。賛成でしょうか反対でしょうかと、何も情報も提供しない中で、そのことだけでもって住民投票でいかにもそのことが正しい結果であると、これは違うと。

ですから、現時点では、今、国であつたり県であつたり、あるいは九電も説明をいたしております。こういうことをしっかりと見極めながら必要な時期に、私としては、市民、議会、そして各種団体の皆さん方の意見を踏まえながら、必要な意見を県に申し上げていくというスケジュールを考えているところでございます。

○3番（高木章次君） 住民は十分な情報を持っていると思います。住民を尊重すべきだと思います。

法律で運転期間40年で廃炉とすると決めたわけです。2012年。福島原発事故の反省に基づいて決めたんです。国会で全会派が一致して採択しているんです。これでいいんです。それ以上に住民は様々な観点から原発について不安な思いです。

2014年に避難計画の問題で本市3か所で説明会がありました。多くの住民が具体的に、いかに避難について問題があるか、実効性がないかを話をされています。今さら聞く必要はないんです。十分な情報を住民は原発について得ています。考えています。

○市長（中屋謙治君） 同じような答弁になろうかと思いますが、以前、報道機関がこの20年延長問題、どうでしょうかということでアンケートを取られた記事を見た記憶があります。手元に詳しい資料はありませんが、たしかそのときに20年延長反対がおおよそ半分、賛成が半分だったと思っております。

その理由は、危険性がある原発から再生可能エネルギーに移行していくべきだから反対ですというのが半分だったと思います。そして、賛成が半分あったと思いますが、この方々も、今の時点では再生可能エネルギーに依存することが難しい、だから、賛

成せざるを得ないという形での賛成が半分だったと思います。

先ほど私が申し上げたのは、市民にしっかりとした情報提供をしない中で賛成でしょうか反対でしょうかと、このことだけを仮にアンケートなり取ったとしますとどういう結果になりましょうか。そのことを考えますと、しっかりとした判断材料は必要ではなかろうかと私は思います。

そして、よく安心・安全ということでひっくるめて言えますけれども、私はこれは二つあると思っています。

安全というのは、専門的・技術的な面で安全だということ。まさに専門委員会であったり規制委員会、こういうところが専門的な知見の下に安全かどうかを判断されるのだと思います。その結果がどのような形になるのか、そして、安全だという仮に答えが出たとして、それを市民の皆さんに話をしたときに、これが安心になる、皆さんが安心だとなるためにはどういう工夫が必要かと、この安全と安心というのは私は区別して考えるべきと。

我々が一番気をつけなければいけない、求めなければいけないのは、市民の安心をどうやって確保するか、このことに我々は大きな責務があるんじゃないかと思うかと思っています。

○3番（高木章次君） 先ほど言われたのは南日本新聞の選挙時の世論調査のことなのではないかなと思いますね。それを評価するのであれば、ぜひ本市でもやるべきだと思うんですね。やらないでいかなものかというのはちょっと理屈が通らないのではないかなと。

もちろん、アンケートする際については様々な情報提供をすべきだと思います。何もない状態、何もやらずに実施するということはないと思います。

それでは、時間が少なくなってきましたので、延長運転の問題の次について質問します。

市として延長運転について検討する場をつくることです。

これは、議会の運転期間40年を守ることとの意見を方針として、市民、市の担当者、議員、そして必要があれば外部の人の参加を求め、公開の場で情報

を共有し、議論し、延長運転に反対する知事宛ての意見書、報告書を作成することです。

どうでしょうか。市長にお伺いします。

○市長（中屋謙治君） これも先ほど申し上げたと思うんですが、原発の運転延長を検討するに当たっては、高度な専門的・科学的な知識が必要であろうと思います。

現在、県において、専門的知識を有する委員の皆さん方で構成します専門委員会分科会が設置をされて検討がなされていると思います。

このようなことから、本市におきましては特に川内原発の運転期間の延長を検討する場を設ける考えはございません。

○3番（高木章次君） 市長のお考えは分かりましたが、高度な知識は判断のためには必要ありません。高度な知識が必要と、福島原発事故は何で起きたのでしょうか。事故が起きるまでは専門家の皆さんが様々な議論をし、様々な検査をし、様々なデータに基づいて運転を続けてきたわけです。2011年2月7日には、経済産業省の原子力安全保安院が40年超えの運転を認可しているんですね。2月7日です。文書もあります。ホームページに掲載をされています。1年ぐらい専門家を交えて検討しているわけです。それが事故を起こしているわけです。専門家の知識が絶対必要だなどということは全くないんです。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

それから、すみません、別に市長の必要ないというお考えに同意したわけではないので。つくるべきだと思っています。

次ですが、原発事故での安定ヨウ素剤についてです。

安定ヨウ素剤の配布率ですが、やはり今年度の申請者数も極めて少ない結果でした。

安定ヨウ素剤の配布ですが、今年度の申請者数は84人で、昨年度の40人よりは多くなり、それは新たに行ったLINEでの広報によるものかもしれません。しかし、本市人口約2万7,000人中で、今まで受け取っているのは2018年度から2021年度までの4年間で合計479人、それに84人を加えたとしても約2%にすぎません。説明会案内送付者数の約70%

しか受け取れていないのですが、それは1日か2日の勝手に決めた日程です。

柏崎刈羽原発は再稼働の地元同意拒否前の状態ですが、新潟県は、今年、安定ヨウ素剤の事前配布の試験配布を柏崎刈羽原発の立地自治体の柏崎市で希望者へ始めました。40歳未満の配布率は今年4月末の時点で25.6%となっています。受け取り方法は郵送で、「薬局」または「説明会」の中から選べるようになっています。また、申込締切りは設定せず、毎日申請が可能になっています。これは新潟県のホームページをプリントアウトしたものです。ここに「安定ヨウ素剤は次の1から3の方法で受け取ることができます」と明記されています。

福島県いわき市の、40歳以下全員に郵送で配布、40歳以上には希望者へ郵送配布、相談用の電話は用意するという体制が一番よいのですが、まだそこまではいっていません。

6月の一般質問で、担当のまちづくり防災課から、「実行するしないは置いておいても、約700万円あれば本市でもいわき市のように郵送配布が可能であり、安定ヨウ素剤は5年間有効とされているので、1年当たりでは約140万円で可能」との回答を得ています。

他県の実施例を参考にして、本市も郵送による事前配布実施へ向けて具体的検討をすべきではないかと考えますが、市長に考えを伺います。

○まちづくり防災課長（富永孝志君） 安定ヨウ素剤の郵送配布についてであります。

安定ヨウ素剤の事前配布については、原子力災害対策指針と原子力施設庁の「安定ヨウ素剤の配布、服用に当たって」という解説書に従い、実施しております。

郵送での配布につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染回避のための時限的、特例的な対応でございます。

鹿児島県としましては、十分な新型コロナウイルス感染症対策を実施し、安定ヨウ素剤の効能や服用に伴う副作用、服用時期など事前配布に際して知っておくべき事項等を説明、しっかり理解していただいた上で配布しているとのことでございます。

本市といたしましても、配布方法につきましては県の方針に従い実施してまいりたいと考えております。

○3番（高木章次君） 鹿児島県は他県と比べて非常に安定ヨウ素剤の配布については遅れています。佐賀県、宮城県はPAZで郵送での配布を実施しています。鹿児島県ではそれもやっていません。

また、事故時に避難路の沿道で緊急配布場所を用意すると、12か所候補地が挙がっていると、これが3年前ですね。この前も県に電話しましたが、いまだに検討中だそうです。一体何年検討するのか分かりませんが、「いつ結論出すんですか」と聞いても「分かりません」と。ですから、県を当てにしているといけないという状況です。

いわき市は、市独自で判断し、実施しています。県を当てにしないで、今後、検討していただきたいと思ひますし、住民の意向をこれから確認したいと思ひます。もちろん住民の皆さんも賛成してくれるものと思ひています。

○議長（濱田 尚君） 質問は。

○3番（高木章次君） 質問はこれまでで。

次に行きます。

学校給食での有機食材の利用についてです。

学校給食での有機食材の利用については、今年度は1月に5日間のみ、試験的に利用する予定と認識しています。極めてささやかですが、やっと始まることを大変喜んでいます。しかし、来年度は未定とのこととす。

令和5年度はさらに積極的な有機食材の利用を目指し、給食費を値上げすることなく、値上げではなく無償化を検討すべきと思ひます。例えば、南さつま市は学校給食を無償化するだけでなく、有機食材の利用と有機農業の推進に積極的に取り組んでいると思ひます。

来年度予算に有機食材の購入費を組み込むべきと思ひますが、市長の考えを伺ひます。

○教育長（相良一洋君） 学校給食での有機食材の利用についてであります。

本年度は令和5年1月23日から27日までの5日間に実施する予定の鹿児島を丸ごと味わう学校給食の

中で、地元産有機野菜のニンジン、ジャガイモ、大根等を利用した給食の提供を行う予定で、現在、生産者と使用数量、価格等についての調整を進めているところでございます。

有機食材を利用する際の課題としましては、学校給食センターでは1日に約2,200食を提供しておりますが、市内には有機野菜の生産農家が少ないために、学校給食に必要なとする数量を確実に安定的に供給ができるか、価格面では、慣行栽培の野菜と比較すると価格差があり、保護者負担の増額につながるなどの課題があり、現在のところ積極的に有機食材を利用することは難しいと捉えているところでございます。

学校給食への有機野菜の導入に際しましては何より安定的な供給を確保することが重要であることから、まずは生産者の組織づくり、安定的供給体制の確立に努めていただく必要があると考えております。

このようなことから、令和5年度においては、有機野菜の収穫時期等を勘案しながら、1週間程度の短期間利用ができる機会を捉えて有機野菜の利用が少しでも図れるように考慮してまいりたいと考えているところでございます。

○3番（高木章次君） よく分からないんですが、結局、来年度は有機野菜を積極的に活用しようと思われているのでしょうか。どうなんですか。

○学校給食センター所長（瀬川 大君） 来年度の有機食材の利用についてでございますが、現状では年間を通して有機野菜を確保することは難しいと捉えておりまして、まずは急に量がそろわないとかということが起きても給食をやめることはできない、そういう状況もございますので、必要数量の確保が重要であることから、次年度は有機野菜の収穫時期等を勘案しながら、数量がそろえられる1週間程度の短期間の利用ができる機会を捉えて有機野菜の利用を少しでも図っていければと考えているところでございます。

○3番（高木章次君） どうも有機野菜、有機の食材を使おうという意欲を感じないんですね。

市内の有機農家が少ないというのも分かっていますが、やはり子どもを最優先に考えるという方針で

進めるのかどうかということだと思うんですね。市内の有機農家が増えることが大前提であれば、何年かかるか分からないわけですよ。

南さつま市は有機食材を積極的に活用する、かつ、給食費は無料だと。ホームページを見れば分かります。来年、総務厚生委員会で視察する大分県の豊後高田市は無料ですね。有機です。むろん、だから100%ということは無理だと思いますので可能な範囲でするしかないとは思いますが、あまりにも他市と違う、意欲を感じないと思っているんですよ。

来年度ぜひ、有機食材が割高であるのであればそれを市の予算で補う。また、市内の食材だけにこだわらず、有機ということであれば市外のものを積極的に取り入れると。子どもを最優先にするこの姿勢が対外的にも「あ、いちき串木野市は子どもたち最優先で考えるところなんだな」と高く評価されると思うんですね。このままだと「あそこは何なんでしょうか」という評価にしかつながらないと思うんですよ。ぜひ今後検討をお願いします。

次に、行きたいと思います。

洋上風力発電についてです。

いちき串木野市洋上風力発電調査研究協議会の取組報告や洋上風力に関する広報は不十分だと思います。講演の映像をホームページに掲載するとともに、YouTubeで見られるようにするべきだと思います。視察についても映像または写真で記録していると思いますから、同様に公開すべきだと思います。

また、広報紙では今のところ半ページで報告していますが、中身があまりにも不十分だと思います。広報紙に見開きで報告するとか、A3の二つ折りのパンフを作成して挟み込む、配布するなどするべきだと思います。

また、今後の取組方針や計画について、来年度の予算措置もあるかと思いますが、市長の考えを伺います。

○企画政策課長（北山 修君） 市の洋上風力発電調査研究協議会につきましては、先月28日に第3回協議会を開催しました。

この中では、先進地視察の結果報告であったり、これまで資料収集いたしました環境や鳥類、海洋生

物に関する文献調査、それから海域の先行利用者へのヒアリングによる漁業実態調査、こういったもののほか、海外などでの洋上風力の先行事例における効果や影響、こういったものに関する調査及びその結果について協議を行ったところでありまして、この協議の内容である資料につきましては市のホームページのほうで公開しているところです。写真等につきましても、全てではないですけど、一部、その状況というのはホームページでも掲載しているところがございます。

今後、これらの情報を集約しましたゾーニングマップというものを作成いたしますとともに、洋上風力発電による本市への経済波及効果の推計、こういったものを行うこととしており、また、年明けにはシンポジウムを開催いたしまして、市民の多くの皆様に洋上風力に関する共通理解と機運醸成を図りたいということとしております。

引き続き、洋上風力発電に対する市民の皆様にさらなる理解促進を図るためにも、市のホームページであったり市の広報紙を活用しながら、分かりやすい情報提供という形で行ってまいりたいと考えております。

○3番（高木章次君） 講演会などは映像での記録、また、視察についても映像での記録はあるんでしょうか。

○企画政策課長（北山 修君） 映像と申しますか、写真は撮っておりまして、それについては一部広報紙のほうで状況等については公開しております。

動画とかそういった映像というものでは記録は取っていないと考えております。

○3番（高木章次君） それでは、今後ですが、ぜひ映像での記録をするようにすべきだと思います。よろしくお願いします。

あと、来年度をどうされるのかというのがよく分かりませんが、どうされるのか。あと、来年度ですが、今年度は4,000万円ぐらい委託業者に支払いがあるんですね。私としては、外部の委託ではなくて、ぜひ市内の人間が調査をする、学ぶというような、そういう方がいいのではないかと、それでいいのではないかと、十分ではないかという気もするんですね。

例えば、高校生にぜひ調べてくれと。例えば、串木野高校に1,000万円をお渡しして、ぜひ高校生の視点から調べてくれとか、いろんなやり方があると思うんですね。市外の外部に委託するということが研究調査のやり方ではないと思いますので、その辺も含めて、市内に情報が蓄積する、市内の人間が調査して学んで経験を積んでいくと、やはりそういうことが今後必要だと思うんですね。

今日、お返事がありませんが、今後ぜひ、来年度どうするのか、誰がやるのか、あと、委託先は一体どうするのか、また外部なのか、ぜひよい方向で検討をしていただきたいと思います。

時間になってしまいましたので、今日の一般質問はここで終わりたいと思います。

原発についてはどうしても怒りの思いが強くて、市長は別に経済産業省の担当者ではないんですが、どうも怒りの度が強かったかもしれません。

ぜひ市民の希望・意向に応えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

質問を終わります。

○市長（中屋謙治君） 専門職員を置いて市内で調査したらということであったかと思いますが、今後のことについてまだ見えない部分、多々あるわけですが、仮にということでお話をさせていただきますと、来年、県が洋上風力に対する、国にここは有望地域だということで情報提供をということになりますと、発電事業の実施に必要な協議を行うための協議会というのが設置される段取りになるようでございます。促進区域の指定について協議がされるということで進んでいくようであります。また、並行して区域の状況、詳しい調査が行われるということで、来年、県のほうで選定をして国に上げていただければこういう流れで作業が進んでいくと。

いずれにしても、国が主体となって協議会の設置・運営、それから調査が行われるということでございますので、市のほうでできる業務としてはどうということだろうかと考えたときが、やはり利害関係者の調整であったり市民の理解の促進ということが専ら市の行うべき業務ではなかろうかなと、現時点ではそのように想定をするところでございます。

そうしたときに、利害関係者との調整、あるいは市民の理解促進を進めていくにはどういう体制がいいのかということで、専門員を設置したほうがいいのかどうか、現在の体制でもってスタッフを充実する、それで足りるのか、こちら辺は、来年、状況を見ながら判断するというのがよろしいかと思っております。

○議長（濱田 尚君） 次に、江口祥子議員の発言を許します。

〔4番江口祥子君登壇〕

○4番（江口祥子君） 皆様、こんにちは。公明党の江口祥子でございます。

私たち公明党は、本年、「大衆とともに」との立党精神を掲げてから60年を迎えました。これからも小さな声に耳を傾け、皆様の御期待にお応えできるよう努めてまいります。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず第1点目に、市営住宅の入居要件について伺います。

令和4年3月に市営住宅条例の一部改正が行われ、住宅に困窮する低所得者への対応として、入居の際の連帯保証人の確保の取扱いについて見直しがされたが、4月以降、改正どおりの対応がなされているのかについて、まず初めに質問ですが、国土交通省から平成30年3月末に公営住宅管理標準条例が改正され、入居の際に必要な保証人の見直しが求められ、住宅に困窮する低所得者の方が公営住宅に入居できないという事態にならないようにとのことであります。

そこで、民法改正を踏まえた公営住宅の入居に際しての取扱いについての内容と、本市の対応について伺いまして、壇上からの質問といたします。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 江口祥子議員の御質問にお答えをいたします。

平成30年3月、国から通知がありました保証人の取扱いについてであります。

この場合は、保証人を廃止する場合と保証人制度を維持し極度額を設定する場合、この二つの対応方

法が示されたところでございます。

本市としましては後者のほう、すなわち、保証人制度を維持し極度額を設定するという選択をしたわけではありますが、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどから、今後、公営住宅の入居に際して連帯保証人の確保が困難なことが懸念されること等を考慮し、令和4年3月、市議会において、市営住宅条例等の一部改正をさせていただいたところでございます。

改正の内容は、連帯保証人を二人から一人とするとともに、法人も連帯保証人として認めること、併せて緊急連絡先の規定も明確にしたところでございます。

なお、入居に関する問合せがあった際はこの点を踏まえて対応し、手続を行っているところでございます。

○4番（江口祥子君） 近年、単身高齢者の方が増えており、特に身寄りのない方など、保証人の問題について、病院の入院や手術を受ける際の同意など日常生活の中においても保証人が確保できないなど社会問題となっております。

そこで質問なんです、市営住宅の入居者募集の必要事項に連帯保証人が一人と緊急連絡先が必要であると先ほども言われました。窓口での相談者の反応を伺います。

○都市建設課長（吉見和幸君） 令和4年4月以降、市営住宅等の入居に関する問合せは、10月末までに14件ございました。

そのうち、連帯保証人及び緊急連絡先が確保できずに市営住宅等に入居できなかったケースはございません。

○4番（江口祥子君） 連帯保証人がいない場合でも緊急連絡先は必要と思いますが、緊急連絡先の要件について伺います。

○都市建設課長（吉見和幸君） まず、連帯保証につきましては県外等も認めているところでございますが、緊急連絡先につきましては文字どおり緊急事態にすぐ対応するというのが肝要でございます。市内在住の方を選んでいただくということで基本的に考えているところでございます。

○4番（江口祥子君） 緊急連絡先といたしまして、どうしても探し出せない場合などがありますか。

○都市建設課長（吉見和幸君） 3月議会において制度を改正した以降は、現在のところございません。

○4番（江口祥子君） それでは、連帯保証人の取扱いが見直されたことについて、周知や広報は適切に行われているかについてであります。

保証人がいない場合も対応をされていると思いますが、保証人がネックとなり申込み自体をされていない方もいらっしゃると思いますので、保証人がいなくなっても相談に応じるなど周知をしていく必要があると思いますが、保証人の取扱いについての周知について伺います。

○都市建設課長（吉見和幸君） 令和4年に入しまして、保証人・連絡先が確保できずに入居できなかったというケースはございませんが、保証人制度の見直しに伴う周知につきましては、おしらせ版で市営住宅等の募集をする際に連帯保証人及び緊急連絡先各1名ということを示しております。

市営住宅等に入居につきましては、連帯保証人や緊急連絡先のほかにも入居条件を確認することが多くございますので、直接お会いして必要書類の説明をさせていただいているところでございます。

今後も丁寧で分かりやすい説明に努めてまいりたいと考えております。

○4番（江口祥子君） 知らなかったとか聞いていなかったとかということで不公平が出ないように、言った人には免除するけれど、声に出さなかった人はそのまま何も知らないまま辞退したとか駄目だったとかいうことにならないように、保証人がいなくて入居できなかった、そのような状況が絶対に起きない対応をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

○議長（濱田 尚君） 江口祥子議員、質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時15分とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時14分

○議長（濱田 尚君） 休憩前に引き続き、会議を

開きます。

○4番（江口祥子君） 2点目の質問といたしまして、高齢者の補聴器購入費助成について伺います。

高齢化に伴い、耳が聞こえにくくなって仕事や社会生活に困る高齢の難聴者が増えています。しかし、補聴器は平均価格が15万円と高額であるため、加齢性難聴は日常生活を不便にし、鬱や認知症の原因にもなることが指摘されています。

欧米では難聴を医療のカテゴリーと捉え補助制度があるが、日本では障がい者のカテゴリーで助成対象を絞っている現状です。高齢者が社会で活躍し、働いていくための必要品になると思います。

市では、障害者手帳を持っている方には補聴器助成があるようだが、現状を伺います。

○福祉課長（久木田 聡君） 障がい者に対する購入助成についてであります。

聴覚機能に障がいがあり、身体障害者手帳を所持している方につきましては、国の基準に基づき補聴器の助成を行っているところであります。

補聴器購入の助成件数について、令和3年度の助成実績は13件であります。

○4番（江口祥子君） 加齢性難聴は自覚するのが難しく、医者からは「加齢のせいです」と言われ、補聴器には眼鏡のように処方箋もなく、眼鏡のようにかけたらすぐよく見えるようになるというのではなく、一人ひとりに合わせて微調整が難しく、完全に調整できるものではありません。そのため、本市で医療、保健、福祉の連携で社会復帰の過程を支援する仕組みが必要ではないかと考えています。

そこで質問ですが、身体障害者手帳を持参するまでにはいかない高齢者に何らかの市としての支援が必要だと考えますが、見解を伺います。

○長寿介護課長（松崎知人君） 加齢に伴う難聴については、老化現象による聴覚機能の低下であるため根本的な治療がないと言われており、補聴器の使用が有効な手段とされております。また、国の示す認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランの中で、認知症の危険因子として難聴が加えられているようであります。

こうしたことから、今後、増加が見込まれている

高齢者に対し何らかの策を講じる必要があると思いますが、全ての高齢者に関する課題であることから、施策や予算について国や県の関与がより重要ではないかと考えております。

○4番（江口祥子君） 日本の難聴者は約1,430万人いる、そのうちに補聴器をつけている人はわずか14.4%の210万人で、金銭的な問題や微調整の問題があるようです。

そこで、WHO——世界保健機関では、41デシベル以上の方に対し補聴器を推奨していますが、障がい者だけでなく高齢者の方へも補聴器購入費助成を検討してはどうか、伺います。

○長寿介護課長（松崎知人君） 身体障害者手帳に該当しない加齢性難聴者への補聴器購入への助成につきましては、身体機能の低下が見られる全ての高齢者に関わることでございます。このため、九州市長会を通じ、全国市長会において国への提言として補聴器購入に係る補助制度の創設について必要な予算措置を図るよう求めているところでございます。

こうした現状から、本市独自の購入助成は現時点では考えておりませんが、国をはじめ他自治体の動向を注視してまいりたいと思っております。

○4番（江口祥子君） 身体障害者手帳の交付対象となる重度ではなくても、独自に助成を行う自治体もあります。

その中で、東京都港区では助成制度対象者60歳以上の区民に助成額、住民税非課税の場合、全額、課税の場合、半額とし、安心して補聴器を使い続けられるよう、補聴器相談員の受診とともに、同技術者が在籍する店舗での購入を助成の要件としていることと、神奈川県相模原市は、国の保険者機能強化推品交付金を活用し、財源を確保し、住民税非課税世帯の65歳以上の市民対象に、2万円を上限に購入費を助成しているという事例がございます。

加齢に伴い、聴力の低下は会話によるコミュニケーションがうまく取れず、社会参加への意欲が減少してしまい、心身の虚弱や認知能力の低下にもつながります。介護予防や健康寿命の延伸の観点からも、今後、難聴者への支援をさらに推進していただくよう、私は提案しました。

中屋市長は先の市長選のマニフェストで、生涯現役社会の構築の中に「健康寿命の延伸を図ります」と市民にお約束しました。

難聴者への支援について、見解を伺います。

○市長（中屋謙治君） 昨日も健康寿命の延伸の質問があつて、答弁をしたところでございます。

長生きをすることはみんなの願いでありますけれども、やはり元気で長生きということになってきますと健康寿命を延ばすということであろうかと思えます。

今、補聴器の話でございます。

先ほど担当課長のほうから答弁いたしましたように、全ての高齢者に関わるということ、現在、九州市長会、それからほかの市長会でも全国の案件ということで、今、要望をしているところでございます。

市単独でということになってきますと、やはり事業の優先度、事業の効果、こういうものを全体的に見ながら総合的に判断する必要があると、このように思うところでございます。

○4番（江口祥子君） これで質問を終わります。

○議長（濱田 尚君） 次に、福田清宏議員の発言を許します。

[15番福田清宏君登壇]

○15番（福田清宏君） 先に通告いたしました事項について、順次、質問を行います。

1番目はマイナンバーカードについてであります。

まず一つ目に、プレミアム付商品券の追加購入の特典について伺います。

令和3年度と令和4年度のマイナンバーカード取得者に対する特典による取得普及の効果はいかがだったでしょうか。お伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。答弁をいただいたその後の質問は質問者席から行います。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 福田清宏議員の御質問にお答えをいたします。

令和3年度に2回ほど実施いたしました商品券事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の事業所の事業継続、さらには経営安定を支援す

るとともに、マイナンバーカード普及を図ることを目的として実施をいたしました。

1回目が令和3年4月であります。実績としましては、1回目の事業では事業全体の経済効果が約3億3,800万円と捉えております。マイナンバーカードの交付率につきましては、この事業の開始前が29.28%だったわけですが、この事業を実施しました後は51.01%となり、21.73ポイントの増、人数にして5,782人の増となっております。

次に、2回目を令和3年11月に実施いたしております。2回目の事業では、経済効果を約2億3,300万円と捉えております。マイナンバーカードの交付率は事業の実施後55.33%となり、4.32ポイントの増、人数で1,051人の増となっております。

このようなことから、市内事業所への経済効果とともに、マイナンバーカード交付率の増にもつながり一定の効果があつた、このように捉えております。

○15番（福田清宏君） 最初の令和3年3月補正でやりました分につきましては50%のアップを見込むということで説明を受けておりましたが、なるほど51.01%ということで、50%台に乗ったということで取得率が伸びたことに加えて経済効果があつたと、これは何よりだと思いますね。これからは鋭意努力をしていただきたいものと思います。

次に、入ります。

次は、地方交付税とマイナンバーカード普及率についてであります。

まず、国はマイナンバーカードの普及状況を地方交付税やデジタル田園都市国家構想交付金の配分額に反映させ、差をつける方針を表明しておりますが、これが本市に及ぼす影響についてお伺いいたします。

○財政課長（宮口吉次君） 国は、マイナンバーカードの交付率等につきまして、普通交付税の算定に反映させることを検討しておりまして、また、新たに令和4年度2次補正予算へ計上しているデジタル田園都市国家構想交付金事業の採択要件や補助率に反映させていることはお説のあつたとおりでございます。

しかしながら、普通交付税の算定方法はいまだ示されておりませんし、それから、新たな交付金事業

の活用が本市では未定でございますので、現在のところ本市への影響は具体的には見込めませんけれども、交付率等の向上が財政上からも大事になってくると思われますので、引き続き、マイナンバーカードの交付率向上に努めながら、国の動向を注視してまいりたいと考えているところであります。

○15番（福田清宏君） 算定方法が示されていないということになると、影響が数値的に出てこないということになります。しかしながら、この交付率の向上については鋭意努力をしていただきたいと、こういうふうに思うことです。

次、行きます。

次は二つ目ですが、カードの新規取得やマイナ保険証の登録、公的給付金の受取口座の登録等の近年の件数と普及率の推移について伺います。

○市民生活課長（久保さおり君） マイナンバーカードの本市の交付率は、令和2年度末29.28%、令和3年度末56.27%で、直近では本年11月末現在が65.94%であり、全国の53.88%、鹿児島県55.91%を大きく上回っております。

保険証利用の登録が可能となりました令和3年3月以降、窓口においてカード交付時に説明を行い、手続のサポートを行っております。

公金受取口座等の登録につきましても本年6月から登録が開始されているところですが、これら二つの手続につきましては、御自分でパソコンやスマートフォンを利用して手続をされる方、携帯ショップなどほかの窓口を利用される方など市の窓口を経由されない方も多く、登録件数やその推移等につきましては、現在、自治体で把握できる環境にはないところでございます。

○15番（福田清宏君） 取得率が年々向上しているということが数値的に示されていることで、その努力のかが出てきたと理解するところです。

マイナ保険証につきましても、紙ベースがなくなるということでもありますので、いずれどこかで取得している人の数は把握せざるを得ない時期が来ると思うんですね。それに向かってどういう方法があるのか。今言われたように、市の窓口だけではない取得者がいるというその数字がどこからなら分かる

ようになるのか、そういうことも含めながら検討していかなければ、保険証がマイナカードにつながったということを把握できないということになってはいけないと思いますので、その辺については少し疑問を残すところですが、今のところそれを精査する、数字を把握する手段はないという理解でいいですか。

○市民生活課長（久保さおり君） 今おっしゃいましたとおり、保険証の登録状況につきましては現在のところでは市のほうでは把握ができない状況でございます。

○15番（福田清宏君） 次に、入ります。

プレミアム付商品券の発行など、マイナンバーカード取得普及のための今後の取組の方針について伺います。

○市長（中屋謙治君） 今、玄関ロビーでもマイナポイントのお手伝いをいたしております。市民課窓口でもマイナンバーカード、いろいろ手続を行っておりますが、このマイナンバーカード、国のほうで、今後、大きなデジタル社会、デジタルの流れというのが進んでいくであろうと。このデジタル社会の鍵を握るのがマイナンバーカードだと言われております。いわゆる社会インフラになるものでありまして、国は目標として今年度末、令和4年度末にはほぼ全員に行き渡らせようという目標を掲げていろんな取組を進めているところでございます。

本市におきましても、令和2年度から無料で顔写真を撮影してあげるサービスを進めております。さらには公民館等における出張の申請サービス、出張サポートも令和2年度から取り組んできております。

また、先ほど答弁いたしましたとおり、令和3年度には2回にわたりましてプレミアム付の商品券を発行いたしまして、カードの取得促進、普及促進に取り組んできたところでございます。数字については先ほど申し上げたとおりでございます。

現在、コロナ禍で中断を余儀なくされておりました出張申請も10月から再開いたしております。職員が企業等に出向くなどして、一人でも多くの方が申請しやすくなるような環境づくりに、今、鋭意取り組んでいるところでございます。

このような地道な取組を後押しするものとして、国自体もカード取得者に対するインセンティブを付与するというのを要請しておりまして、現在、約340の自治体が補助金を活用した商品券配布事業等を実施し一定の効果を上げていると聞いているところでございます。

今後、先ほど来議論ありますように、普通交付税等への影響も見込まれますことから、これらほかの自治体の取組事例等も参考に、国のマイナンバー補助金等、財源を有効に活用しながら、さらなる交付率の向上に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○15番（福田清宏君） 今後の取組を伺いました。

個人カードの交付率が交付税の額に影響するということがいろいろ報道されておりますので、恐らくそうなるんでしょうね。

とすれば、やはり今市長申されましたように、地方交付税の確保のためにも、令和3年度に実施されました商品券発行時のマイナンバーカード新規取得者に対する特典、いろいろありました。追加セットがあったり子育ての支援があったりいろいろでしたが、そういう特典も含めていろんな手段を考えながら、先ほど市長述べられましたが、そういうことで実施されていくことが大切であろうと思いますので、ひとつ努力を期待するところであります。

次に、取得普及の説明と広報について少し伺います。

申請の方法とかセキュリティ対策、こういうのはもちろんのことなんですが、交付されるといろいろ云々という誤解が生じているようですけれども、その解消のための説明として、「ＩＣチップに入っているのは氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、こういうものであるんだよ」とか、あるいは「税や年金、病歴などのプライバシー性の高いものは入っていないんだよ」とか、そういうことをいろいろ丁寧に説明をして、よくある誤解を解いていくことが必要であろうと思います。

ちなみに、広報いちき串木野、令和4年の11月21日発行の記載の中に、ポイントの2として「ＩＣチップ部分には税や年金などの個人情報記録されま

せん」というのがあるんですが、誠に小さい。文字がね。アリのような字。だから、もうちょっと大きくして、目が不自由な人でも見えるようにしてほしいなということと、それから、ポイント4のところに「マイナンバーを利用するには顔写真付本人確認書類などの本人確認があるために悪用は困難ですよ」というのがある。これも同じく字が小さいね。よく見ないと分からんぐらいの小ささ。せっかく出される広報でありますから、ちょっと工夫をして、ほとんどの人たちの目につくように、そういうような文字の大きさにしてほしいなと思うことです。

そしてまた、併せて、あと一つ二つ続けますが、マイナンバーカードを利用することによってマイナンバーと本人確認ができることとか、マルチコピーのあるコンビニエンスストアでは住民票の写し、印鑑証明書、戸籍・税証明の取得ができるんですよとか、あるいは子育てや介護などの行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできるように今後なっていくんですよと、そういった利便性を周知していく。そしてまた、広報いちき串木野の9月20日号ですが、マイナンバーカードの出張申請サポートのPRでしたけれども、これに合わせて、団体とか地域に5人以上の申込みがあれば伺いますよ、そして一括申請の手続をお手伝いいたしますよと。やっぱり読んでもらわなきゃならないので、そういうひと工夫をして周知していくということの取組が必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。お尋ねします。

○市民生活課長（久保さおり君） 今議員おっしゃいましたように、カードの安全性、また、カードの利便性等につきましては、多くの方に御理解をよりしていただけるように、文字の大きさ等でもですが、広報の在り方等を工夫しまして、広報紙、防災行政無線、またSNSなどを活用しまして積極的に正確な情報発信を行うように努めます。

また、出張申請につきましても、5名以上ということで広報のほうはしておりますけれども、御相談をいただければ5名でなくても臨機応変に柔軟な対応は考えておりますので、その辺りのところもまた広報を努めまして、より多くの方々に申請をして

いただきやすい環境を提供していきたいと思っております。

○15番（福田清宏君） かつて申請が始まった頃に、写真も窓口で撮ってあげて申請の手伝いをすればどうかというのに拒否反応を示した時期があったんですね。そのことから思えばもう本当に進んだものだと思います。

そういうことも含めながら、今、「臨機応変に対応」という言葉が出てきましたが、すばらしいことだと思います。ぜひそういうことで対応してほしい、そういうふうな思うことです。

次に、進みます。

三つ目になりますが、自治体マイナポイント事業の全国展開について伺います。

国の令和5年度予算の概算要求に、マイナンバーカードの取得率向上のために新規取得者にキャッシュレス決済で使えるポイントを自治体が独自に付与する、そういう事業があるとの報道があるんですが、その内容と対応について、分かっておればお伺いいたします。

○財政課長（宮口吉次君） キャッシュレス決済で使えるポイントを自治体が独自に付与する事業ということですが、これは、国が地域独自のポイント給付施策をオンラインで迅速かつ効果的に実施できる自治体マイナポイント事業といえます。

この自治体マイナポイント事業を全国展開することで、マイナンバーカードの利便性の向上を図るとともに、消費喚起、地域経済の活性化を強力に推進するため、今回は令和5年度の概算要求からこのたびの4年度の2次補正に前倒しして関連予算が計上されたところでございます。

この前倒しした予算につきましては、具体的には新規に参画しようとする自治体への初期費用の補助、それから決済事業者とのマッチング、契約手続等をオンラインで可能とするようにしまして、より多くの自治体、決済事業者が連携して事業を実施できるような環境を整備するための予算を計上したところでございます。

本市の対応といたしましては、交付率向上のための自治体マイナポイント事業を活用することにまだ

検討が至っておりませんので、今後、国の動向や他市の取組状況等も注視しながら対応について検討してまいりたいと考えております。

○15番（福田清宏君） いずれこのマイナポイントが自治体が付与するということになるんでしょうから、ぜひひとつ、いろんな情報を収集して取り組んでいただきたいと思います。

以上でマイナンバーカードに関する質問は終わりますので、次に入ります。

2番目は風力発電についてであります。

まず、令和4年度の施政方針に、「再生可能エネルギーの導入促進として、洋上風力発電構想の実現と産業拠点化に向けて検討する」とありますが、次のことについて伺います。

一つ、洋上風力発電構想の実現に向けての検討の状況について、二つ、産業拠点化に向けての検討の状況について、お伺いをいたします。

○企画政策課長（北山 修君） まず、洋上風力発電構想の実現に向けての現在の検討状況についてでございます。

この洋上風力発電構想の実現に向けましては、計画海域での先行利用者、いわゆる漁業関係者等の利害関係者、こういった方や市民の方々の理解促進を図ることが必要ということで、市といたしまして、今、利害関係者や沿岸地域住民から成ります洋上風力発電調査研究協議会というものを設置いたしまして、まずは地域への影響や効果などを調査するため、洋上風力発電調査研究事業というものを実施しているところでございます。

この協議会ではこれまでに3回の協議会を開催したほか、専門家を招いての勉強会、それから、先行事例となります秋田県への視察を実施しております。また、先月11月28日の第3回協議会では、これまで資料収集いたしました環境や潮流、海洋生物に関する文献調査や海域の先行利用者へのヒアリングによる漁業等実態調査、こういったもののほか、洋上風力発電に係る効果影響と先進的な事例を調査し、それを調査結果として協議を行ったところでございます。

年度内にはこれらの情報を集約いたしましてゾー

ニングマップを作成するとともに、洋上風力発電による二酸化炭素削減効果の検証であったり、本市への経済波及効果の推計を行うことといたしております。また、年明けにはシンポジウムを開催いたしまして、多くの市民の方々に共通理解と機運醸成を図ることとしているところでございます。

引き続き、漁業関係者等の利害関係者や市民の皆様様の御理解を前提としながら、洋上風力発電事業計画の可能性について模索してまいりたいと考えているところでございます。

○15番（福田清宏君） 報道によりますと、「鹿児島県は、2030年度末の風力発電導入量を2021年度、令和3年度比0.6倍の71万5,000キロワットとする数値目標を織り込んだ再生可能エネルギー新ビジョン案をまとめた」とあります。

この中に、「洋上風力は期間内に稼働は見込めないために含まれていない」ということがありますが、このことについて、市長、どんなふうに捉えますか。

県の動きが今のところない、それに合わせてこういうふうに稼働が見込めないので計上しなかった、算定に入れなかったと。しかし、市長は一生懸命、再生可能エネルギー導入促進のためには洋上風力という思いを寄せられている。

結局、すぐあしたできる施設じゃないんですが、令和12年といったって8年あったら、うったてばできるんですよ。うったてばすぐに。だけれど、そこがまだなっていないのという思いがするんですけども、この記事をどんなふうに受け止められましたか。

○市長（中屋謙治君） 私もその記事を見て、今回盛り込んで欲しかったなという思いがないわけではありませんけれども、今おっしゃいますように、本市の沖合で三つの事業体、今、調査が行われている段階。そして、昨年も県のほうに国に対して候補地ということで上げてほしいというお願いをしたんですが、残念ながらまだそこまで至ってないということで、県としては判断を先送りされたと。

おっしゃいますように、これが仮にすぐすぐ事業化、そして発電ということになってきますと具体的な数字で上がってくるんでしょうけれども、来年の

多分3月、4月、この沖合が可能性があるかどうか、有望地点ということで上げる上げないの選定がされない中では、仮に急いだとして、可能性が幾らかあったとしても現時点では上げられなかったんだろうなと理解をしたところであります。

ここに至っては、我々は来年3月、4月、県から国に対して上げる調査地点にぜひ上げてほしいなということで、今、協議会をつくって漁業関係者、それから利害関係者、話し合いを進めております。

あわせて、やはり市民全体の、市全体の機運醸成というの大きな力を持って関わりを持ってくると思っております。そういうことで、年明けにはシンポジウム、こういうものも開催しながら機運を盛り上げていきたい。そして、来年の3月、4月、いよいよ県が判断するそのタイミングに間に合わせたいと、こういうことを考えているところでございます。

○15番（福田清宏君） 時間があるようでないんですよね。実際、やろうとなれば。

ちょっとそれは先を押しますけれども、今のところここはこれで置きまして、もう一つありましたね。産業の拠点化というのがあったんですが、ちょっと答弁なかったのかなという思いもしましたので、いま一度お尋ねをいたします。

○市長（中屋謙治君） これまでも何回かお話をしている内容であろうかと思うんですが、この産業拠点化、洋上風力発電といいますと、関連する事業、産業というのがかなり裾野が広い。一つの例として自動車産業にも匹敵するんだという言われ方をしております。部品数で2万点を超えるという記事もあるようでございます。建設から操業、そして維持管理、撤去に至るまで、ここら辺を勘案しますと経済効果、雇用効果、莫大な経済効果が見込まれると言われているところでございます。

御案内のとおり、産業拠点化、建設、そして維持管理となってくると、当然、港を使った形の活動になってくるわけでありまして。本市串木野新港をこの産業拠点の拠点港として使えないのかということも構想しながら、しかしながら、建設に至っては一部制約があって、洋上風力発電施設の建設に当たっては再エネ海域利用法による促進区域の指定と併せ

て改正港湾法に基づく海洋再生エネルギー発電設備等拠点港湾に指定されなければいけないというハードルがあるようです。そして、この基地港湾の指定には、係留施設、荷さばき施設に必要な面積と地盤の強度、係留施設の構造の安定、当該港湾の利用状況と周辺の再エネ導入量の現況、将来見通し、こういったもろもろの基準があるようでございます。

したがいまして、この建設に当たっては、現在、全国で四つの港、北九州港、鹿島港、秋田港、能代港という四つの港が指定されているようでございます。

串木野新港を基地港にできないかということになってきますと、一つの要素として地耐力、地盤の固さということでしょうか、数字として m^2 当たり35トンという地耐力が求められているようでございます。それから、荷さばき施設の面積が8ヘクタールから9ヘクタールという一つの目安があるようでございますので、現時点では地耐力であったり必要面積、ここら辺はなかなか確保が難しいなということを考えておりまして、建設はさることながら、建設された後の維持管理、O&Mという言い方をしますが、オペレーション・アンド・メンテナンス港、すなわち維持管理をする港として活用ができないかなということを念頭に置きながら、今、作業を進めているところでございます。

うまく洋上風力発電構想が具体化しますと、今あります串木野新港、そして、当初、串木野新港を構想する段階での2期計画という荒川の南国採石の下まで含めた港湾の整備、そして背後地の埋立て、こういうことも具体化する可能性があるなと期待しながら、今の産業拠点化、当然経済、雇用、そして町の活性化につながっていくことを期待しながら進めているところでございます。

○15番（福田清宏君） 拠点港となる港はいちき串木野にあるのかなということで次にお尋ねをしようと思っていたんですが、そこまで入っていただいたのでよかったです。

答弁にありましたように、串木野新港の西側のほうの漁業権が放棄された海域、あるいは漁港外港の港岸壁背後地、そういうのが現状的には見えるかな

とは思いますが、今答弁されました内容からすると、維持管理港にしてもそれなりの機能が發揮できるものでなければいけないのじゃないかなという思いです。

そういう思いであります。昨日も質問に答弁されました。こういうことをやっていく中に2期の埋立ての展望が見えてくるだろうという答弁だったと思うんですけど、私はやっぱりそうじゃなくて、2期工事の埋立てをやらないかんのかということであれば、積極的に洋上風力の誘致になるんですかね、これは。建設でいいんですかね。建設に向かってやっぱり動かないかんのではないかなと思うんですね。県のあれからいくと8年間はないとは言っても、8年間はかかりますよ。新しく造るとなれば。

串木野新港をはじめとする5大プロジェクト、平成5年5月1日に竣工祝賀会がありましたけれども、これまで20年かかっているんですよ。それから考えると、仮に市長が利用権放棄をされている海域に第2期後期の埋立てをという思いがあるとすれば、それを急がないと、受け入れるいとまがないままにどうかなっていくんじゃないかと逆に心配しますね。

新港はもうないでしょう。串木野新港にはもう余地はないんですから。だから、新港を言ったって始まらないわけで、どこに後を求めるのよと、それをやっぱり先に準備しないと、取り組まないと、この洋上風力の維持管理をするにしても港を確保できないという思いがするんですけれどね。その辺についてはいかがですか。

やはり今までの状況を見ながら機会を伺うという、そういうお考えでしょうかね。お伺いします。

○市長（中屋謙治君） 確かに、今議員おっしゃいますような手順で事を進めるというのも一つの手法であろうかと思っております。

全国的に日本全体が、経済が、あるいは人口が縮小傾向に進んでいく中において、港を、そして背後地の埋立てをとりますと、それ相応の需要がある程度見込めない中でこういった大型プロジェクトを動かすというのはなかなか骨の折れるものではないのかなと思っております。

当然、関連するわけでありましてけれども、そうい

った意味で一番急がれるのは、県のほうが本市のこの海域を洋上風力の候補地として国のほうにまずは調査地点として上げていただく、これが第1関門であろうと思っております。そこに全力を挙げていきたいと思っております。

今、私が把握している限りでは、本市の沖合に三つの事業体と申し上げました。一つが本市から南のほうにおおよそ日置市吹上町、南さつま市の海域を調査しようということで一つの事業体、それと、本市から北のほうに薩摩川内市、阿久根市の沖合をということで、甕島を含めて二つかな、事業体が調査が進められていると。

去年の4月、こういう動きがあるのでぜひ国のほうに候補地として上げてくださいますと県にお願いをいたしました。今年の4月に、市内の建設事業者等で構成されますいちき串木野さつま沖次世代エネルギー推進協議会という組織を立ち上げていただきまして、その皆様方が県知事に対して本市のこの沖合を国に対して情報提供してほしいというお願いを県知事に直接されました。その際、私もその場に同席をして、その旨を県知事をお願いをいたしました。

しかしながら、県においては、本市を含むただいま申し上げた関連する五つの市及びその他利害関係者の意向を集約したところ、その時点ではまだ国のほうに推薦する段階に至っていないという判断をされたところでございます。そういうことで1年が過ぎようとしているわけでありまして。

このようなことから、本市としてはまずは足元をしっかりと固めようということで、利害関係者を含む市民の皆様の理解促進、そして、その場でも知事のほうから少し質問があったのが、「実際、この洋上風力が建設されたときにどれぐらいの経済効果があるんでしょうかね」というお話もありました。

そういうことで、これが建設された場合の経済効果、そういうものもしっかりと把握する必要があるだろうということで、今、協議会を立ち上げて作業を進めているところでございます。

こういった地道な作業を進めながら、なおかつ、先ほども申し上げましたが、やはり機運醸成、市民挙げてこの大型プロジェクトをやろうではないかと

いう機運がどうしても必要だと思っております。そういう意味で、来年、年明け早々には、シンポジウムができないかなと、今そういうことで準備も進めているところでございます。今後、こういう形で県に働きかけをしていきたいと。

それと、さっき五つの市ということで、足並みがぴたっとそろって五つの市が一緒に上がればかなり大きな力になると思うんですが、なかなか足並みがそろわないとしますとどういった選択があるのか。一つの例として、本市の沖合の海域だけで計画という可能性はないのか、こういうことも、今、併せて探っているところでございます。

いずれにしても、環境を整えて、来年の3月、4月、県のほうに強く要請をし、そして、国のほうが作業に入るということになってほしい。それには、市民、議会の皆さん方のお力がぜひ必要だと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○15番（福田清宏君） 5大プロジェクト、4大プロジェクトで始まったことですが、昭和48年の議会に準備のための特別委員会ができたときはおりませんでした、その2年後からずっとその様子は肌で感じてきております。

当局もですし、市民もですし、議会もですが、やっぱり一つになって動いたところにあの計画が成就したということは、もう誰もが認めるころだと思っておりますので、今市長が答弁されましたようなことを踏まえながら、やはり市民の機運も高めながら、あるいはその計画を見ながら、先に動かならんときには先に動くという気構えを持ってこの問題は対処していかないと、市長の施政方針にあるような形の方向性というのは見えてこないんじゃないかと思っております。

いずれにいたしましても、施政方針に沿った協議が進んでいくと思っておりますけれども、5大プロジェクトの完成までのことを思うと並々ならぬ努力が要るんじゃないかと思っておりますので、そういうことに覚悟を持って当たってほしいということを申し上げて全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（濱田 尚君） 以上で本日の日程は終了し

ました。

△散 会

○議長（濱田 尚君） 本日はこれで散会します。

散会 午後2時09分